AUSTRALIAN EMBASSY SEOUL &TOKYO
VISA & CITIZENSHIP OFFICE

オーストラリア国籍登録（**Citizenship by Descent**）

必要書類チェックリスト

このチェックリストにはオーストラリア国籍登録(Citizenship by Descent)申請に必要な情報及び必要書類を記載しています。また、個々のケースにより追加で必要となる可能性のある書類も記載しています。

全ての必要書類は、原本または認証コピー（申請書の職業リストに従事している、オーストラリア人または日本人が作成したもの）をご提出ください。

英語以外の言語で作成された書類には、プロの翻訳者またはオーストラリア政府公認の翻訳者による英文翻訳が必要です。

提出書類を全て揃えた上で、申請を行って下さい。国籍登録に必要な条件を満たしているかどうかを審査するために、追加で書類をリクエストされることもございますが、申請時にご提出いただいた書類のみで審査され、結果が出される場合もございますのでご注意ください。

注記: 国籍登録の条件を満たすことが出来ずに登録却下となった場合や、国籍登録申請を取り下げた場合でも、申請料金は返金できませんのでご了承ください。

このチェックリストを印刷し、〇をつけて確認した上で、申請書の一番上に添付してご提出ください。

申請用紙、申請料金、その他	✓
申請書 *Form 118, Application for Registration of Australian Citizenship by Descent* (書類申請の場合のみ)	
申請料金 – 日本	
代理申請	✓
代理申請用紙 *Form 956, Advice by a migration agent/exempt person of providing immigration assistance* または、 代理申請用紙 *Form 956A, Appointment or withdrawal of an authorised recipient*	
身元確認書類	✓
日本在住の申請者 – 両親の詳細が記されている、申請者の出生を証明する書類: ご**両親**のどちらかが**日本国籍**の**場合**: • 戸籍謄本または戸籍抄本 ご**両親共**に**日本国籍**ではなく、日本で生まれた**場合**: • **出生届記載事項証明書** (出生届記載事項証明書は、市区町村役所にて取得できます。「出生届受理証明書」は、出生に関する届出が受理されたことを証明するものであり、出生を証明する書類としてお受けすることは出来ませんのでご了承下さい。) 上記いずれの場合も: • 病院で発行された出生を証明する書類はお受け出来ません。 • 英語以外の書類は、必ず英訳も添付して下さい。	
申請者のパスポート（保持している場合）	
申請者が今までに氏名変更をした場合はその証明書	
申請者が 16 歳以上の場合、パスポート、運転免許証、クレジットカード、または公共料金の領収書など、申請者の署名、顔写真及び現住所が確認出来る証明書類	
オーストラリア国籍の親または両親に関する必要書類	✓
申請者出生時に、両親、または両親のどちらかがオーストラリア国籍保持者であったことを証明する書類（下記の内のいずれか 1 つ必須、複数提出可）。例： • オーストラリアの出生証明書 (1986 年 8 月 20 日以前に生まれた方) • オーストラリアの国籍証明書または帰化証明書 • オーストラリアのパスポート	
オーストラリア国籍の親が重国籍の場合は、その国のパスポートまたはその国の国籍を取得した日付が記載されている手紙や証明書	

申請者が 16 歳未満の場合、代理申請を行う親（Responsible parent）の身元確認書類 パスポート、運転免許証、クレジットカード、または公共料金の領収書など、代理申請を行う親の署名、顔写真及び現住所が確認出来る証明書類	
外国人登録証、在留カード、パスポート上の入国スタンプ・再入国許可シール等、オーストラリア国籍の親の、日本でのビザステータスがわかるもの	
オーストラリア国籍の親が citizen by descent でオーストラリア国籍を取得した場合、その親が過去に合計 2 年以上オーストラリアに滞在していたことがわかる書類。例: • 学校の成績証明書 • 雇用証明証 • オーストラリア政府機関が発行した書類	
Identity declaration	✓
Identity declaration 用の用紙 Form 1195, *Identity declaration* (オンライン申請の場合のみ)	
申請者のパスポートサイズ写真 1 枚（申請書 118 または申請書 1195 を記入した方が、写真の裏にも記入。その際、"This is a true photo of (申請者のフルネーム)" という文章及び署名を写真の裏に明記して貰うこと）	
犯罪経歴証明書類	✓
申請者が 18 歳以上の場合、以下の書類が必須: • 用紙 Form 80, *Personal particulars for assessment including character assessment* • 以下のケースに該当する方は、過去 10 年間に滞在したことのある全ての国（オーストラリア含む）からの犯罪経歴証明書の原本の提出が必要: 　o 18 歳になってから居住・渡航した国があり、 　o 各国での合計滞在日数が 12 か月以上、 　o 各国での 1 回の滞在日数が 90 日以上、 または 　o 審査先から提出を求められている **参照:** オーストラリアの無犯罪証明（AFP） 人物審査及び無犯罪証明証について	